

静岡県立農林環境専門職大学学生寮運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、入寮学生（以下「寮生」という。）が快適で秩序ある学生寮（以下「寮」という。）生活を送るために必要な事項を定める。

(寮生活の目的)

第2条 寮生活は、規律ある共同生活を通じて、自立協調の精神を養うとともに社会人としての人格を養うことを目的とする。

(所管)

第3条 寮の管理は大学が行い、運営は学長が統括する。

2 寮の管理・運営にかかる事項は静岡県立農林環境専門職大学学生委員会（以下「委員会」という。）で審議し、学長が決定する。

(舎監)

第4条 大学は、寮の管理運営のために、寮に舎監を置くものとする。

(入寮及び退寮)

第5条 本学に入学した1年生は、4月の大学が定める期日に全員が入寮し、学長の許可により翌年3月の大学が定める期日までに退寮する。ただし、別に定める基準により、通学を認められた場合はこの限りでない。

2 前項にかかわらず、委員会で別に定める基準による審査に基づいて、学長の許可により、1年以内の範囲において在寮期間を延長又は再度入寮することができる。

3 身体的、家庭的等特別な事由により、入寮が困難な学生については、第1項にかかわらず、委員会の審議を経て、学長の許可により入寮しないことができる。

4 その他、委員会の審議を経て学長が適当と認めた者は、入寮することができる。

5 入寮する者は、入寮届（別紙様式1）を学長に提出しなければならない。

6 特別な事由により、在寮が困難な学生については、第1項にかかわらず、委員会の審議を経て、学長の許可により途中退寮することができる。

7 途中退寮を希望する者は、退寮願（別紙様式2）を学長に提出しなければならない。

(在寮停止)

第6条 学長は、学校保健安全法に定められた感染症にかかっており、又はかかっている疑いがあり、並びにかかるおそれがある寮生があるときなど寮の管理上必要がある場合は、必要な期間、寮生を在寮させないことができる。

(退寮処分)

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、委員会の審議を経て、退寮処分を行うことができる。また、併せて、必要がある場合は懲戒処分を行うことを妨げない。

- (1) 本学学生の身分を失った者
 - (2) 留年、休学及び退学した者
 - (3) 寮生活に必要な経費の納入を怠り、在寮を継続することが困難だと学長が判断した者
 - (4) 集団生活の適応性を欠く者又は寮に関する規定に違反した者
- 2 前項の規定により退寮した者は、許可なく寮に立ち入りしてはいけない。

(閉寮)

第8条 学長は、特に必要と認める場合には、寮を閉鎖することができる。

- 2 寮生は、閉寮中は許可なく寮に立ち入ることはできない。

(寮生の遵守事項)

第9条 寮生は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 門限及び消灯時間を厳守し、規則正しい共同生活を送ること。
- (2) アルバイトは門限の範囲内で可能とする。
- (3) 居室及び共用施設の保健衛生並びに環境衛生に努めるとともに、感染症等、健康上重大な問題が発生した場合は速やかに大学へ報告すること。
- (4) 寮内においては、禁酒、禁煙とすること。
- (5) 異性寮スペースへの立入は、いかなる理由があろうとも厳禁とする。また、寮居室への異性の受入れもしてはいけない。
- (6) 寮内に持ち込みが禁止されている物品を持ち込まないこと。ペット類の飼育は禁止する。
- (7) 寮内での商業行為またはこれに類する勧誘行為は禁止する。
- (8) 寮内での政治的、思想的、宗教的な、またはこれに類する勧誘行為は禁止する。
- (9) 寮生は、寮での静粛に心がけ、近隣の迷惑にならないように気をつける。
- (10) 貴重品の管理は個人で徹底すること。
- (11) 寮生による居室の変更を禁止する。
- (12) 休業日以外の日に外泊する場合には、前日までに外泊届(様式3)を学生課に提出する。
- (13) その他寮生は管理者及び舎監等の指示を守らなければならない。

(居室立入)

第10条 管理者又は舎監は、寮の管理及び学生への指導のため、居室内に立ち入ることができる。

(外来者)

第11条 管理者又は舎監の了解なしに外来者(通学生及び退寮した学生を含む。)を寮に入れてはならない。なお、外来者を寮内に入れる場合は、以下の事項を守ること。

- (1) 外来者との面談は、1階大談話室で行うこと。(寮居室及び2・3階への立入は禁止とする。)
- (2) 外来者は宿泊させないこと。

(自動車等の使用)

第12条 寮生の学内における自動車の使用は認めない。バイク、自転車の使用は認めるが、任意保険に加入しなければならない。

(施設の保全)

第13条 寮生は寮の施設、設備及び備品の正常な保全につとめるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、設備及び備品を汚損または損傷しないこと。
 - (2) 施設、設備及び備品を所定の目的以外に使用しないこと。
 - (3) 共用の施設、設備及び備品を常に良好な状態に保つこと。
- 2 故意または重大な過失により、寮生が寮の施設、設備及び備品を損傷し、または滅失したときは、大学はその損害の弁償を請求するものとする。
- 3 寮生は退寮するときは、その居室を原状に回復しなければならない。

(災害等)

第14条 寮生は、火気の取扱には十分注意をしなければならない。

- 2 緊急事態発生の場合は、直ちに管理者又は舎監に連絡をし、指示に従うこと。
- 3 火災、地震等の災害発生及び警戒警報発令の際には、的確な避難行動をとれるよう、日常から防災意識の高揚に努めること。

(経費の負担)

第15条 寮生は、寮生活に必要な経費を負担しなければならない。

- 2 前項に規定する経費は、別に定める。

(委任)

第16条 この運営規則に定めるもののほか寮に関する必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この寮則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この寮則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この寮則は、令和4年2月16日から施行する。

附 則

この寮則は、令和5年9月19日から施行する。

附 則

この寮則は、令和6年1月16日から施行する。

(別紙様式1)

入 寮 届

令和 年 月 日

静岡県立農林環境専門職大学 学長 様

所属 (学部・学年)

氏名

保証人氏名

静岡県立農林環境専門職大学学生寮への入寮にあたり、下記事項を遵守します。

- 1 入寮後は静岡県立農林環境専門職大学学生寮運営規則を遵守します。
- 2 寮生活に必要な経費については、定められた期日までに納入します。
- 3 故意または重大な過失により寮内の施設、物品等をき損した場合及び居室内の施設、物品等をき損した場合には、自己の責任で原状に回復します。
- 4 入寮日の翌年3月の大学の定める日までに退寮 (退室) し、その際には居室を入居時の状態に戻します。
- 5 学校保健安全法に定められた感染症に罹患した場合は、学生課及び医師の指示に従います。
また、当該感染症により自宅療養の必要性が生じた場合は、原則として保証人等が学生寮に迎えに来て、自宅において療養します。

※ 保証人の極度額は裏面参照

(別記様式1 裏面)

学生寮に係る保証の極度額（上限額）について

保証人に対する入寮届第2項及び第3項に係る保証負担金額の極度額は、下記のとおりとなります。

なお、在学中に寮費の改正があった場合は、改正後の寮費年額を適用します。

入寮届第2項に係る極度額 204,000 円

入寮届第3項に係る極度額 204,000 円

(別紙様式2)

退 寮 願

令和 年 月 日

静岡県立農林環境専門職大学 学長 様

所属 (学部・学年)

氏名

保証人氏名

この度は、一身上の都合により、退寮願を提出します。
ついては、静岡県立農林環境専門職大学学生寮への退寮にあたり、下記事項を遵守します。

- 1 在寮期間に必要な経費については、定められた期日までに納入します。
- 2 在寮中に故意または重大な過失により寮内の施設、物品等をき損した場合及び居室内の施設、物品等をき損した場合には、退寮後2週間以内に自己の責任で原状に回復します。
- 3 退寮申請日までに退寮 (退室) し、その際には居室を入居時の状態に戻します。

※本届は学生課に提出すること。

(別紙様式3)

外 泊 届

令和 年 月 日

居 室 番 号	
氏名	
学部学科 (学 年)	
寮不在期間	
理由	

※本届は学生課に提出すること